

2021年11月15日

共同行動参加団体 各位

国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動
事務局 憲法共同センター・安保破棄中央実行委員会

「土地利用規制法」の発動を許さず廃止を実現するための 当面のとりくみについて

連日のご奮闘に、心からの敬意を表します。

さて、総選挙は残念な結果となりましたが、あらたな国会状況のもとでのたたかいの継続、強化が求められています。その課題の一つである「土地利用規制法」の発動を許さず廃止を実現するたたかいについて、あらためて下記の取り組みを強めていきたいと考えます。

つきましては、各団体の構成員・団体への働きかけ等を強めていただくよう、お願いします。

記

1 若干の状況

この法律の全面施行は2022年9月からで、ここで「注視区域」等が公表されます。これにむけて現在、内閣府の部局が作業を進めており、来年5月までに「基本方針」が閣議決定され、政令や省令が作成される段取りです。

政府の、検討状況をみつつ、内閣府からヒヤリングを行なう予定です。

法案の実施にかかわる情報を内閣府が全部集めることはできず、地方自治体の協力がなければ動きません。その点で、自治体議会での法廃止を求める意見書や、「土地利用規制法に協力しない」宣言などを迫る地域で地方段階の取り組みが重要になっています。

また、政府が協力を求めるのは地方自治体の長などですから、地方議会で、どんな協力を求められているのかを明らかにさせる取り組みも必要です。

2 自治体議会での意見書採択等のとりくみ

この間、沖縄県北谷町議会で法の廃止を求める意見書（6月18日）が、同23日には北海道旭川市議会で「土地利用規制法を施行することなく、さらなる検を求める」意見書が、さらに30日には沖縄県名護市議会で「法律の即時廃止と臨時的対応を求める決議」が採択され、沖縄県今帰仁村議会でも9月16日に即時廃止を求める意見書が採択されました。

このような意見書が採択できることが望ましいのですが、そこまでの力関係がないところでは、衆参委員会の付帯決議を活用した「意見聴取を求める意見書」採択を追求することが考えられます。

付帯決議には、「1.注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること」と書かれています。注視区域の指定に関して法律の条文では、内閣総理大臣は地方自治体の意見を聞くことになっていません。

その点でとくに、「重要施設」を抱えている自治体での意見聴取要望意見書を議会で採択することが望まれます。

3 影響を受ける不動産業者などとの共同の追求を

法律の施行・発動によって不動産関係の事業者が大きな影響を受ける可能性があります。

「特別注視区域」に指定される地域では、土地や建物の売買などに際して重要事項説明が義務とされます。「注視区域」に指定されただけでも調査対象となることで不動産価値の下落など、少なくない影響が生じることになります。

関係者から懸念の声が上がっていますが、政府は不動産売却価格の下落などの不利益をもたらす可能性があることを認めながら、「仮に土地の価格が下落したとしても、補償の必要はない」と開き直っています。

このことを知らせる不動産業のみなさんとの懇談や共同は、重要な課題です。

4 リーフレットの活用で学習の強化を

共同行動で作成した「あなたを監視する土地利用規制法」のリーフレットを活用した「読み合わせ学習会」などを呼びかけていただき、活用と普及を進めていただくようお願いします。

【リーフレットの注文先 安保破棄中央実行委員会】

電話 03-3264-4764 FAX03-3264-4765

Eメール anpohaiki@nifty.com

以上

注視・特別注視区域の候補

令和3年5月

内閣官房土地調査検討室

1. 防衛関係施設

(1) 注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約4百数十カ所)

- ①部隊等の活動拠点となる施設 (習志野、下関、立川等)
- ②部隊等の機能支援を行う施設 (大和、宇治、東北町等)
- ③装備品の研究開発等を行う施設 (下北、目黒、相模原等)
- ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設 (土浦、富士、江田島等)

(2) 特別注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約百数十カ所)

- ①指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設
(市ヶ谷、朝霞、横須賀、横田等)
- ②警戒監視・情報機能を有する施設 (与那国、対馬、稚内等)
- ③防空機能を有する施設 (八雲、車力、霞ヶ浦等)
- ④離島に所在する施設 (奄美、宮古島、硫黄島等)

2. 海上保安庁の施設 (合計174カ所)

法定する要件を満たす対象区域の候補

- ①第十一管区海上保安本部 (那覇)
- ②石垣海上保安部

※有人国境離島地域離島の区域指定により、同区域に所在する海保施設(上記2カ所を含む16カ所)が対象に含まれることはあり得る。

3. 国境離島等

(法定する要件を満たすもの:)

- (1) 領海基線を有する離島のうち、我が国が現に保全・管理を行っている「国境離島」(合計 484 島)

(小島(東京都八丈町)、北硫黄島、臥蛇島等 ※無人で民有地が所在する 40 島)

- (2) 有人国境離島法に基づく有人国境離島地域を構成する離島である「有人国境離島地域離島」(合計 148 島)

(佐渡島、福江島、奄美大島、利尻島、壱岐島等)

① 領海基線近傍

② 領海基線を有しない島に所在する、領海警備等の活動拠点となる港湾施設及び行政機関の施設等の周辺

(注)最終的に、各施設につき、法律の要件、閣議決定する基本方針に照らして評価。その後、国会審議の状況、懸念の実態等を勘案し、「土地等利用状況審議会」の意見を伺った上で、注視又は特別注視区域として指定することの要否について、個別に判断。

生活関連施設として政令で定める施設について

令和3年5月
内閣官房土地調査検討室

1. 生活関連施設の具体的な類型については、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で政令で定めるものであるが、現時点で、本法案第2条第2項第3号に規定する「生活関連施設」として政令で定めることを検討しているのは、

- ① 原子力関係施設
 - ② 自衛隊が共用する空港
- の2類型である。

2. 政府としては、現時点において、「生活関連等施設」として国民保護法施行令第27条各号に掲げる施設のうち、1①及び②に該当するもの以外を定めることは予定していない。

衆議院内閣委員会

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。
- 二 基本方針の決定並びに注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、当該決定及びそれらの指定の後、速やかに国会に報告すること。
- 三 本法における「機能を阻害する行為」については、基本方針においてその類型を例示しつつ、明確かつ具体的に定めること。その際、本法の目的と無関係な行為を対象としないこと。
- 四 本法第二条に基づき「生活関連施設」を政令で定めるに当たっては、本法の目的を逸脱しないようにするとともに、その対象を限定的に列挙すること。
- 五 本法の規定による措置を実施するに当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意すること。
- 六 本法第四条第二項第二号の「経済的社会的観点から留意すべき事項」を具体的に明示すること。その際、本条における市街地の位置付けを明確にすること。
- 七 本法第四条第二項第三号の「注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項」を定めるに当たっては、調査対象となる者、調査方法、調査項目等を具体的に明示すること。
- 八 本法第六条に基づく土地等利用状況調査を行うに当たっては、本法の目的外の情報収集は行わないこと。また、収集した個人情報について、目的外利用となる他の行政機関

への提供は慎むとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則った情報管理を徹底し、情報漏洩防止等のセキュリティ対策に万全を期すこと。

九 本法第八条に基づく報告又は資料の提出の求めについては、基本方針において運用の考え方を具体的に明示すること。また、同条の対象となる「利用者その他の関係者」についても、基本方針において具体的に例示すること。

十 本法第九条に基づく勧告及び命令については、基本方針において、その対象となり得る行為を例示するとともに、運用基準を具体的に明示すること。また、勧告及び命令の実施状況を毎年度、国会を含め、国民に公表すること。

十一 土地等利用状況審議会の委員及び専門委員の任命に当たっては、重要施設及び国境離島等が全国各地に所在していることに鑑み、多様な主体の参画を図ること。

十二 本法第二十一条第一項に基づく情報の提供については、その要件を基本方針において具体的に明示すること。その際、本法の目的の範囲を逸脱しないよう留意すること。

十三 本法第二十六条に基づく罰則の適用については、限定的なものとする。また、本法第二十七条に基づく罰則の適用に当たっては、思想信条の自由、表現の自由、プライバシーの権利等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

十四 本法第九条の勧告及び命令に従わない場合には、重要施設等の機能を阻害する行為を中止させることが困難であることに鑑み、本法の実効性を担保する観点から、収用を含め、更なる措置の在り方について、附則第二条の規定に基づき検討すること。

十五 我が国の安全保障の観点から、水源地や農地等資源や国土の保全にとって重要な区域に関する調査及び規制の在り方について、本法や関係法令の執行状況、安全保障を巡る内外の情勢などを見極めた上で、附則第二条の規定に基づき検討すること。

十六 注視区域及び特別注視区域の対象に、重要施設の敷地内の民有地を加えることについて、附則第二条の規定に基づき検討すること。

参考例

「土地利用規制法」に基づく注視区域の指定に当たり 地元自治体の意見聴取を求める意見書

本年6月の通常国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(略称「土地利用規制法」)は、来年9月の施行に向けて政府・内閣府において作業が進められ、その「基本方針」の策定は来年5月までとされている。

この法律の施行により、「注視区域」「特別注視区域」に指定されれば、土地の所有や利用にかかわる住民の生活や営業に影響が生じることが予想される。とりわけ、不動産業種にあっては、「特別注視区域」に指定されただけで重要事項説明義務が課せられるなど、取引価格にも大きな影響が生じることが指摘されている。

このように、この法律は「重要施設」を抱える当該自治体にとっても大きな問題である。とりわけ、政府が行なう調査の範囲や方法、「機能を阻害する行為」の定義などが、今後政府が決定する「基本方針」などにゆだねられており、住民と自治体の実情と要望を反映させることは極めて重要である。

本法律が衆参両院で可決された際に採択された付帯決議においては、「一、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。」とされている。

本法律の「基本方針」に地方公共団体の意見聴取を盛り込み、当自治体の意見が反映するよう強く求めるものである。

土地利用規制法を施行することなく，更なる検討を求める意見書について

土地利用規制法を施行することなく，更なる検討を求めることに関して，別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年6月23日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石川 厚 子

小松 あきら

能登谷 繁

土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書

いわゆる土地利用規制法が6月16日、参議院で可決、成立した。この法は、政府が安全保障上重要とする全国の米軍・自衛隊施設などの周辺と国境離島等に暮らす全住民を監視対象にし、土地・建物の利用を中止させることを可能にするものである。

法によると、内閣総理大臣は、米軍や自衛隊の施設、海上保安庁の施設、原発など「重要施設」の周囲約1キロメートルと国境離島等を「注視区域」に指定し、その区域内の土地・建物の所有者や賃借人など全ての住民を調査することができる。その結果、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」があれば、利用中止の勧告・命令を行うことができる。さらに、「注視区域」のうち特に重要とみなすものは「特別注視区域」に指定し、その区域内の一定面積以上の土地・建物の売買に事前の届出を義務付けるというものである。

この法の重大な問題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分を全て政府に白紙委任していることである。「注視区域」や「特別注視区域」をどういう基準で指定するのか、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」やその「明らかなおそれ」をどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか具体的なことは法に全く書かれておらず、政府の裁量任せである。

このことにより、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がるおそれや、沖縄県の辺野古新基地建設に抗議する座り込みなどの活動も規制の対象になる危険性がある。

よって、国においては、同法を一定期間施行することなく、その間において更なる検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会

重要土地等調査規制法の廃止を求める意見書

6月16日未明の参院本会議で、米軍基地や自衛隊基地、原子力発電所の周辺、国境離島などの土地の利用を規制する重要土地等調査規制法案が調査内容、対象区域、罰則を伴う行為が何かさえ分からない等と課題は横たわったまま強行採決され、賛成多数で可決・成立した。政府は、法律の成立を受け、今後、規制の対象となる注視区域や、土地取引が必要となる特別注視区域の選定を進める。

当初、外国資本による土地購入されることによる安全保障上の懸念を理由に始まった議論だとするが、出来上がった法案は、外国人が土地を所有する事自体は規制せず、注視区域とされる基地周辺等で暮らす住民のみならず、その土地等の利用者をも調査・監視出来るような内容にすり替わった。また、基地周辺の土地等で勧告・命令の対象となる機能阻害行為の定義もあいまいで、政府の中止命令等に従わない場合は刑事罰を科すことも出来る一方で、事後的に検証できる制度もなく止める術をもたない。罪刑法定主義に反する疑いもあり、沖縄においては、辺野古新基地建設や離島での自衛隊基地建設等に反対する運動そのものが阻害行為とされかねず、及び、北谷町のみならず、沖縄全土が注視対象区域とも言われ、県内に住んでいるだけで個人情報が入手・保存され、ヘイトの助長や分断も懸念され、悪法とのそしりは免れない。

地方自治の本旨からも逆行し、知事や町長等の地方自治体の長は国の下請け機関ともいえる位置に置かれ、国は行政命令として住民の個人情報の提供を求める事も可能となり、悪法の片棒を担がされる事となり得る。また、重要施設周辺の住人調査は自衛隊が担う事となり、地域住民との分断を招きかねない。

これまで沖縄では、基地に関する事件や事故は後を絶たず、日米両政府に対して様々な抗議・要請を行ってきたが、根本的な解決に至っていない。100歩譲って地元住民にとっての日常を取り戻すべく米軍への当たり前前のルールの徹底を求めても至っていない。返ってこの法案のように基地周辺住民、沖縄県民全ての私権・財産権すら脅かされ、負担感は増すばかりで本来守られるべき国民は置き去りにされている状態で本末転倒である。

立法事実が明らかでないばかりか、法案の核となる概念や定義があいまいで、法案策定に携わった方ですら熟議を促すほどで、この法案が積み残した課題は多く残り、町民のみならず、国民誰もが影響を受ける可能性が大きい事からも直ちに廃止する事を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 防衛大臣 内閣官房長官

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止と臨時的対応を求める決議

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地等調査規制法。以下「本法」という。）は6月16日未明に参議院本会議で強行採決され成立した。審議の過程でも多くの問題が明らかになるなど大きな課題を残した法律である。

沖縄県は米軍・自衛隊等の重要施設が集中していることに加え、その全ての島嶼が本法規定の国境離島等に含まれ、県内全域が注視区域及び特別注視区域に含まれる可能性が高い。また生活関連施設の指定は政令に委ねられ要件自体が曖昧であり、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがある。

地方公共団体の長等や注視区域内の土地等の利用者等（以下「利用者等」という）の協力のもと調査を行うとしているが、その範囲も制限などが無いに等しく、政府は行政的記録だけでなく思想等の内心に関わる広範な個人情報を取得することが可能となる。実際に、2003年から2004年にかけて自衛隊の情報保全隊は自衛隊イラク派遣へ反対する市民運動等への違法な監視活動を行っていた。現在、自衛隊と米軍の軍事協力の強化が進む中、平時からの情報共有が図られることで、国民の思想や信条に関わる部分も共有情報に含まれる危険性もはらんでいる。また、調査協力を拒否した場合は、罰金を科すことができる。刑罰の威嚇の下に、調査協力義務を課すことも含め、本法は憲法に逆行し、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するものであると言わざるを得ない。

本法は「機能を阻害する行為」や「供する明らかなおそれ」というような曖昧な要件の下での土地利用制限に加え、特別注視区域内の一部土地売買契約等には内閣総理大臣への届出を義務付け、違反には刑罰を科すとしているが、過度の規制は注視区域及び特別注視区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険性がある。

我が国では戦前・戦中における「要塞地帯法」により国民が弾圧されていた歴史がある。戦後、平和憲法の下で基本的人権が保障され、戦前・戦中の反省から軍事のための土地収用は除外されてきた。また「要塞地帯法」においては禁止する場所や行為等は何かを条文に明示していた。しかし本法には明確な記載はなく際限なく広げられる。

なお、本法の立法事実となる発端は一部自治体などで自衛隊基地周辺の土地を外国資本が買収したことを一部メディアや政治家が具体的根拠もなく「有事の際の妨害工作の拠点になる。」などと脅威をあおってきたことである。本法は自衛隊や米軍基地等の周辺の土地を外国資本が取得してその機能を阻害すること等の防止が目的とされている。そのような土地取得等により重要施設の機能が阻害された事実がないことは政府、防衛省も認めており、そもそも立法事実の存在について疑問がある。

以上のことから、名護市議会は名護市民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記の事項について強く求める。

記

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止を国に強く求めること。
- 2 本法第22条による内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること。
- 3 名護市個人情報保護条例等の運用を見直し、本法第7条に基づき、外部機関へ市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること。

以上、決議する。

令和3年6月30日

沖縄県名護市議会